横浜市行政不服審査会答申 (第84号)

令和2年6月2日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「小児医療費受給資格喪失処分」に係る審査請求は棄却するべきであると の審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、横浜市小児の医療費助成に関する条例(平成6年9月横浜市条例第34号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人の夫(以下「本件保護者」という。)が審査請求人の子について医療費助成を受けていたところ、横浜市長(以下「処分庁」という。)が、本件保護者の平成30年中の所得の金額が横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則(平成6年11月横浜市規則第112号。以下「規則」という。)で定める額を超過したことを理由として、本件保護者に対し、令和元年7月19日付けで同年8月1日以降の小児医療費受給資格喪失処分(以下「本件処分」という。)を行ったため、審査請求人が、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

本件保護者の所得金額が増えた原因は、不動産売買による一時的な収入があったために過ぎず、居住のために別の不動産を購入し、ローンも組んでいる。 それにもかかわらず、医療費助成を行わない旨の本件処分は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は平成30年の本件保護者の所得に対して条例第4条第2項及びこれを受けた規則第4条の2から第4条の4までの規定を適用して行われたものであり、本件保護者の所得の額は条例及び規則に定める額以上の額となるから、本件処分は何ら違法不当ではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、

次のとおりである。

(1) 条例及び規則の定め

条例第4条第2項は、医療費助成について、毎年8月から12月までの間は、その前年の対象幼児等及び対象児童の保護者の所得が規則で定める額以上であるときは行わないことを定めている。

これを受け、規則第4条の2は、このような所得の額について定めており、これによれば、5,320,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(以下「所得制限額」という。)が基準となって、これを超える場合には医療費助成を受けることができない。また、規則第4条の4第1項は、このような所得の額の算定に際して、長期譲渡所得の金額が含まれることを定めている。

なお、保護者の定義については、条例第2条第2項第1号に定めがあり、 父母が生計を同じくして子を監護している場合には、いずれか当該小児の生 計を維持する程度の高い者を保護者とみなす旨の規定がある。

(2) 本件保護者の所得制限額と所得額の比較

これを審査請求人の子についてみると、本件保護者が父母の中でより収入が高い者として条例及び規則上の保護者となり、その扶養親族等は3人である。

したがって、本件保護者の所得制限額は、6,460,000円となる。

これに対し、本件保護者の平成 30 年中の所得金額は、1*,***,***円であって、規則で定める控除額 480,000 円(規則で定める控除額 80,000 円、特別障害者控除 400,000 円)を除いても、本件保護者の所得制限額を超えることは明らかである。

したがって、本件処分を行った処分庁の判断に違法な点は見当たらない。 審査請求人は、この本件保護者の所得金額に自宅を売却したことに伴う長期譲渡所得の金額が含まれることが不当であると主張するものであると認められるが、この長期譲渡所得が保護者の所得金額に含まれることは規則上明確に規定されており、本件においてこれを不当であるとして取り消すべき特段の事情は見当たらないと言わざるを得ない。

よって、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は見当たらない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年10月4日	・審査請求書(副本)の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年10月23日	・弁明書及び証拠書類の受理
令和元年10月25日	・弁明書の送付及び反論書等の提出等依頼
令和元年11月18日	・反論書等の提出について(再通知)
令和元年12月25日	・物件提出の求め及び質問書の送付について
令和2年1月22日	・質問事項への回答及びその立証資料の受理
令和2年1月24日	・質問及び質問に対する回答等の送付について
令和2年3月2日	・審理手続の終結
令和2年3月6日	・審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年3月25日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理・調査審議
令和2年6月2日	・調査審議